



Title	大岡昇平の短編推理裁判小説の方法：典拠 Elizabeth Villiers' Riddles of Crime との比較考 察
Author(s)	林, 姿瑩
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 2019, 53, p. 21-39
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81487
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大岡昇平の短編推理裁判小説の方法

——典拠 Elizabeth Villiers' *Riddles of Crime* との比較考察——

林 姿 瑩

キーワード：大岡昇平／翻案／翻訳／Elizabeth Villiers／*Riddles of Crime*

はじめに

大岡昇平（1909-88）は、『オール読物』の編集者上林吾郎に依頼され、最初の推理小説「お艶殺し」（1950.12）を発表した。この作品について、大岡は「推理小説として根本的に欠陥のある作品」、「以後五年間、私には推理小説はなく」¹⁾と述べており、この推理小説の出来にやや不満のようであった。しかし、その後、約一年間海外留学²⁾を経て、1954年末に帰ってきた大岡によって発表された第一作目は、短編推理小説の「春の夜の出来事」（1955.4）³⁾であった。この作品を皮切りに、大岡は1962年まで多くの短編、長編連載の推理・裁判小説を執筆する⁴⁾。その中でも裁判フィクション『事件』⁵⁾は代表的な作品となり、1978年に日本推理作家協会賞を受賞した。

吉田熙生は推理・裁判小説における「時代」と「真実」との関わりを追求する大岡の姿勢」に着目し、「大岡の本領は、推理小説よりもむしろ裁判物語、とりわけ未解決事件のそれの方にある」⁶⁾と述べている。大岡自身も「裁判も文学も真実を明かにするという点では共通の目標を持っている」⁷⁾と語っているが、裁判小説を通してどのように「真実」を明らかにするのか、その「真実」とは何かという問題を突き詰める必要がある。湯川豊は長編より短編の方が「遊びの要素が強い」⁸⁾とやや批判的に指摘している。しかし、トリックといった推理小説の要素を除いて見ると、長編の物語より、短編のほうが教訓的な段落や寓話的な性質を持った作品が多く、「遊び」だけでは

片づけられない意図があると思われる。大岡の短編裁判小説について、和久峻三は「いずれも、客観的資料に忠実で、興味をひくストーリーが展開され、ユニークな裁判批判にもなっている」⁹⁾と評価している。ただしそれらの作品はほぼ「種本」Elizabeth Villiersの*Riddles of Crime* (1928)¹⁰⁾から翻訳されたものであるという事実は無視できない。ところが、先行研究は長編裁判小説『事件』に集中しており、短編作品に関する論考はまだ少なく、「種本」との比較研究は皆無と言ってよい。

本稿ではまず短編推理・裁判小説を研究対象とし、大岡は*Riddles of Crime*をどのように利用したか、また大岡が付け加えた教訓的な部分はどういう意味を持っているのかを考察する。その上で、短編推理・裁判小説の創作における大岡の方法と意図を明らかにしたい。

1. 典拠*Riddles of Crime*の利用状況

大岡が*Riddles of Crime*を入手したのは戦時下の1938年¹¹⁾であった。この本について、大岡は以下のように紹介している。

素人の僕がこんなものを書くきっかけは、戦争中神戸の古本屋で買ったエリザベス・ヴィリヤース「謎の事件」Elizabeth Villiers: Riddle of Crime, J. Werner Laurie, London, 1928という二百五十頁の小冊子でした。イギリスの有名な迷宮入り事件十四が扱われていたが、多くは容疑者が裁判で無罪となる物語でした。(…) ヴィリヤース女史がどういう人かわからないのですが、とにかく被告に対して女性らしい思いやりがあるのは、行間に察せられます。¹²⁾

*Riddles of Crime*は、Villiersによって書き上げられた「イギリスの有名な迷宮入り事件十四」の短編を収録し、「多くは容疑者が裁判で無罪となる」という特徴が指摘されている。英語のペンネーム辞書¹³⁾によると、Elizabeth

Villiersの本名はIsabel Mary Thorneであり、イギリスの編集者、小説家、ノンフィクション作家であるが、彼女に関する情報は調べた限りでは少なかった。¹⁴⁾

戦後、『俘虜記』『野火』で名を上げた大岡は、中間小説ブームや推理小説ブームを背景にして、中間小説雑誌「小説新潮」等から読物を求められた¹⁵⁾ことを機に、*Riddles of Crime*を再読し創作の材料として利用しようとしたと推測できる。大岡はこの時期に書き上げた作品群を「推理小説」と「裁判物語」の二種類に分けており、この分け方はそのまま推理小説集『真昼の歩行者』（1960）、『最初の日撃者』（1979）と裁判物語集『扉のかげの男』（1960）、『無罪』（1978）の出版に反映される。創作方法について、大岡は「種本」があるものと「純粹の創作」に分類しており、「種本」のある作品の中でも、更にa.原典に書いてある「未解決事件に、私の推理で解決してみた」という翻案の作品と、b.「訳述」つまり翻訳の作品と、c.作者の「うろ覚え」で作られた作品という三つの類型がある¹⁶⁾以上の分類方式を踏まえて、大岡が*Riddles of Crime*の利用状況を【表一】にまとめる。

【表一】 *Riddles of Crime*を典拠にした作品対照表

<i>Riddles of Crime</i> 目次（副題略）	大岡の作品（類型／初出誌記号・初出年）
① The mystery of the devil's theft	驟雨（a推理小説／△1955）
② The mystery of a new year's eve	無罪（b裁判物語／◇1959）
③ The mystery of the unknown man	×
④ The mystery of the village beauty	妻の証言（b裁判物語／△1957）
⑤ The mystery of the madman's confession	狂った自白（b裁判物語／△1958）
⑥ The mystery of a suburban railway	×
⑦ The mystery of Mr. Bravo	良人の告白（b裁判物語／△1956）
⑧ The mystery of Gorse Hall	扉のかげの男（b裁判物語／◇1959）
⑨ The mystery of Stokesley Beck	長い歯を持った男（b裁判物語／△1960）
⑩ The mystery of a Battersea flat	春の夜の出来事（a推理小説／△1955）
⑪ The mystery of Casa Wood	夕照（a推理小説／◇1956）
⑫ The mystery of the man with black eyes	黒い眼の男（b裁判物語／◇1958）
⑬ The mystery of the green bicycle	緑の自転車（b裁判物語／△1956）
⑭ The mystery of the Hertford Road	エリザベスの謎（b裁判物語／◇1962）

注：△『オール読物』、◇『小説新潮』。

1955から62年まで大岡が発表した8篇の推理小説と13編の裁判物語の中で、*Riddles of Crime*を典拠にしたものは、前者3篇、後者9篇であることが確認できる。そして、原典で紹介されている事件を書き換えた作品は推理小説になり、原典から翻訳したものはそのまま裁判物語となっている。

『扉のかげの男』の「あとがき」では、創作経緯及び背景がより詳しく説明されている。即ち大岡は、最初は「春の夜の出来事」「夕照」のように、事件の舞台を日本に設定し、主要人物の関係や事件の経緯を借りて、自分「なりの解釈を与えて、推理小説に仕組」むという書き換え方をしている。しかしそこから、当時「松川事件」はじめ、多くの事件が「差戻」「無罪」の判決を得た」といった裁判の経緯に関心を持つようになった大岡は、「裁判の過程に興味を惹かれるようになり（…）推理小説はやめ、事実のままと紹介する方が、意味がある」と考え、*Riddles of Crime*を材源として利用する代わりに、英語の原文をほぼ日本語訳し、しばしばコメントを付け加えるという翻訳の方法を採るようになるのである。¹⁷⁾

1955年に「春の夜の出来事」をもって推理小説の発表を再開する際も、56年に「良人の告白」を皮切りに裁判物語の発表に移行する際も、どちらも *Riddles of Crime* を利用しているため、以下はこの二作に絞って考察する。

2. 推理小説「春の夜の出来事」——遺言の信憑性

「春の夜の出来事」は *Riddles of Crime* の第10篇“The mystery of a Battersea flat—Who killed the handsome actor?”の翻案である。これは1909年にイギリスで起こった、あるハンサムな俳優が殺された事件を元になっている。原典と比較すると、(1) 主要な登場人物（夫婦とその息子）、(2) 女主人公の家で住居侵入窃盗事件が二回起こること、(3) 目撃者がいるにもかかわらず犯人は特定できず、事件が謎のまま終わること、という三点が共通している。一方、相違点は大きくA. 家庭関係、B. 二回目の事件の経緯と結末、C. 作品の結末の違い——後日談の挿入という三つにまとめられる。

A. 家庭関係：

旅役者である男主人公アサーストン（Weldon Atherston）は妻と別れ、新しく知り合いになった女性は、彼とは別居しているが、母替わりとして彼の二人の子供の面倒を見ている。1909年に、アサーストンは車事故で精神が異常になり、“he spoke of her to his sons with the deepest affection and respect, but at other times, no name was too foul for him to call her, and he actually struck her in his fury”（拙訳：彼女への深い愛情と尊敬の意を息子たちに語ることもあるが、ときどきこれ以上ひどい言い方がないくらい、おぞましい言葉で彼女を罵倒し、怒りに任せて彼女を殴ることもあった）とあるように、男主人公と女性二人と息子二人が絡んでいるやや複雑な家庭事情、人間関係、一家の持つ歴史が原典では描かれている。

一方、「春の夜の出来事」の人間関係の設定を見ると、「女道楽」にいそしみ、「女房子供はほったらかし」という俳優の夫が音信不通になったにもかかわらず、自力で一人息子を育てながら夫の帰りを待っている妻（母）として、女主人公が設定されている。彼女（露子）はのちの住居侵入窃盗事件の被害者である。また、原典では、仲のいい二人兄弟が、大岡の作品では一人息子となる。さらに、「春の夜の出来事」においては、夫／父の不在によって、母親の子供への愛情が強調され、¹⁸⁾息子の父に対する感情は、原典のような、ただ“Probably they were not very glad to have the broken-down actor with them”（拙訳：ダメになってしまった俳優と一緒にいるのは、彼らにとってあまり喜ばしいことではないだろう）という感情に止まらず、「おれの怨みが父一人に注がれていた」という、より激しい感情として書き換えられている。これらの改変からは原典の人物設定をより個性化にして、妻の夫に対する無償の愛情と、母子の絆と、息子の父への怨みに焦点を当てようとする意図が窺える。即ち、この改変は事件の後、母子それぞれの思い込みや思い違いを強調して描くための改変だと確認できるのである。

B. 二回目の事件の経緯と結末：

二回目の住居侵入窃盗事件関する描写の際、原典では銃声が描かれており、息子のトムはその銃声について確かめるため、検察官と行動を共にする。

“Have you ever seen him before?” the sergeant asked Tom Anderson. / And truthfully, as he believed, the lad answered: “No, I don’t know anything about him.” (….) In his other pockets were letters addressed to “Weldon Atherston, Esq.,” and a pocket-book in which were some visiting-cards with the name: MR. T. WELDON ATHERSTON, Leading Character Actor. (pp.160-162) (拙訳：「今までこの男を見たことがありますか」と警察官はトム・アンダーソンに聞いた。／トムは「いや、彼について何も知らない」と信じている通りに答えた。(…) 被害者の一方のポケットから「ウェルドン・アサーストン様へ」という宛名が書いてある手紙が出てきた。また札入れにあった何枚かの名刺には、次のように名前が記されていた。「主演俳優T・ウェルドン・アサーストン」と。)

銃傷で顔が識別不能となって死にかかった男性を発見した経緯、またその男が実は父であることが判明する経緯は上記の引用文のように書かれている。原典では更に目撃者の取り調べの内容及び語り手の推理で作品が終わり、犯人は誰か、何故この罪を犯したのかという問題が以下のように検討される。

That the man was a rival may be dismissed at once. The next theory was that he was some secret enemy of Atherston’s who had followed him or lain in wait for him there. That is hardly less absurd. (...) So we come to the only sensible solution of the mystery, and it is the one that must be accepted. / Weldon Atherston was shot by a burglar. (...) Such, then, is the explanation of the mystery of the Battersea flat, though as the murderer is still at large, and has

never been traced, in one sense the mystery is a mystery still. (pp.167-169) (拙訳：犯人が死者のライバルであるという仮説はすぐに却下してもよいだろう。次の仮説は、犯人は死者アサーストンの秘かな敵であり、アサーストンを尾行して、あるいはそこで彼を待ち伏せていたというものだ。この仮説も、あまりにも見当はずれである。(…)そこで、この謎の事件について我々がたどり着いた唯一の筋の通った説が、最も支持を得られるに違いない。／ウェルドン・アサーストンは強盗に撃たれたのだということである。(…)ところが、バタシー・アパートの事件をめぐるこのような解釈はあっても、殺人者は依然として捕まっておらず、その足取りは解明されていない。ある意味では、この謎は依然として謎のままである。)

いくつかの仮説が立てられているが、どれも成り立ちにくいのである。つまり、犯人と死者の関係や犯行動機が解釈しようのない、偶然性に満ちた事件或いは動機のない殺人というこの事件の特徴が強調されている。

それに対して、「春の夜の出来事」では、まず息子太郎が自分一人で庭を調べ、死者を発見し、警察に通報する。「やがて庭の暗がりから歩み出た太郎の顔色が変わって」おり、「血が手についている」太郎は、母に「交番へ行って来る。おっかさんはここを動いちゃいけません」と言う。死者の「顔面」が識別が不可能であるという点は原典と同じだが、銃傷ではなく、「致命傷は第五肋間の下から心臓に達した刺傷」であった。「無論露子も太郎も見知らぬ男だった」という語り手の説明によって、二人の当事者と死者との関係は述べられておらず、死者の身分も不明のままとされる。また、犯人を目撃した二人の通行人の話に沿って調査は進められたが、結局犯人が誰なのかもわからなかった。原典はただ犯人の正体とその殺人動機がわからないまま終わった事件であるが、「春の夜の出来事」は死者でさえも誰かわからない異様な事件として書き換えられる。更に、大岡は死者の発見者と通報者を、通行人から息子の太郎に変えることで、事件を複雑にして、後日談にまで展開

させていくのである。

C. 作品の結末の違い——後日談の挿入

「春の夜の出来事」は五章からなり、これまで見てきた事件の経緯は第一、二章で語られる。第三章からは大岡の創作で、事件から一年後事故で亡くなった露子の遺言（三章）、更にその翌年に戦死した太郎の遺言（四章）、終戦後、別の事件で偶然捕まったある犯人の自白（五章）が並べられている。それぞれの人物の口述は、犯人を殺したのは私だと主張する点が共通している。

（露子の遺言）「なぜ最初に来た時に声をかけなかったのか、と悔まれてなりません。そうすれば、あの人はあんな目にあわずにすんだのです。夫を殺したのはあたしです。／しかしあたしはそれが夫だと明かすことはできませんでした。そうすると太郎の心に傷がつくことになります。」
 （太郎の遺言）「あれは、実はおれの父親だった。そして殺したのは、この俺なんだ。（…）そばに短刀が落ちていた。俺はそれをつかむと、黙って父の眼玉へ突っこんだ。（…）俺の行為は一家の体面を救うために、どうしても必要なことだったのだ。」（「春の夜の出来事」）

病院の院長に対して語られた露子の遺言と、戦友に託された太郎の遺言から見ると、実は彼らは死者の正体を知っていたにもかかわらず、それを互いに秘密にして言わなかったのである。そして、自分が殺人犯だと思い込んでいるという点を鑑みれば、この秘密はむしろ彼らを「さいなむ」ものになることがわかる。事件の実際の経緯は、最後の第五章に登場する「窃盗常習犯」の自白によって明らかになり、結局その母子の主張はただの妄想にすぎないことが明らかになる。作品の末尾に語り手の教訓めいた言葉が書かれている。

人間の最後の告白というものを疑わなかったためだが、それがどんなにあてにならないものであるかが、当時の一件書類を調べて、初めてわかっ

た。致命傷は明白に胸の刺傷と記されており、太郎が言ったような眼の刺傷は存在しなかったのである。(…) 対象を失った憎悪は自己に向けられることがあり、いかに様々な空想力で、自己をさいなむ材料を発明するものであるかを察していたのは、露子の臨終の告白を聞いた老院長であった。(「春の夜の出来事」)

ここでは人間の「告白」はどこまで信用できるのかという問題が提起されている。作品で書かれたこの二つの「遺言」をみると、関係者たちは事件について自分の知っていることを全部は話さなかったことがわかり、また、人間の「告白」は個人それぞれの中の「事件」に依っており、粉飾される可能性があるということも暗示されている。つまり、臨終の言葉、最後の告白とはいえ、実はそれほど信用できるものではないという認識が読み取れる。

以上考察してきたように、原典にも存在する家庭の不和という要素や殺人事件の大まかな経緯を継承している点は、原典の骨組みを模倣していると言える。原典で紹介されているのは、様々な偶然によって起きた解釈できない実際の事件である。それを踏まえて、死者の発見者と通報者を息子一人に変更することで事件を複雑にし、後日談として母と息子それぞれに遺言を語らせ、真犯人に自白をさせるという点に、大岡独自の発想が見られる。真犯人の自白によって、母と息子の苦悩がただの妄想であったこと、「人間の最後の告白」のあてにならないことがより一層強調されるのである。真犯人を設定するという大岡の書き換えの意図とは、事件を解決するためというより、事件の不可解さを、事件に巻き込まれた人間の言動の不可解さに置き換えることだったのだ。

3. 裁判物語「最後の告白」——「告白」をめぐる証言の問題性

大岡は *Riddles of Crime* の第7篇 “The mystery of Mr. Bravo—Was it accident or murder?”¹⁹⁾ を基本的に原文通りに翻訳しており、“but surely it was no more

than the words of a foolish woman who was quite at sea as to the proper procedure in such circumstances”（大岡訳：こういう場合取るべき処置について、途方に暮れた馬鹿な女の言葉として、見逃してもいいだろう）という、原作者のコメントも忠実に訳している。一方、事件のメイン・ストーリーを変更しないということを基準にして、言葉が多少削除された箇所も見られ、固有名詞に対する説明（例えば a lady's companion、陪審員制度）や「しかし事件はそれだけではすまなかった」という大岡の書き足した文章もあり、より読みやすい文章に仕上げる工夫が見られる。とはいえ、コックス夫人に関する描写の中で気になる変更があり、また訳文の冒頭と末尾に付け加えられた大岡のコメントも無視できない。以下では、原典と異なる箇所を検討していく。

まず、タイトルが変えられている。初出「良人の告白」（1956.6）というタイトルが、『扉のかげの男』（1960）に収録される時、「最後の告白」に改題される。どちらも原典のタイトルの意味とはかけ離れている。夫が死に際に残した言葉に重点を置こうとする大岡の意図が強く出ている。

次に、死者である夫と関わる二人の夫人の描き方である。原典では妻のフロレンスのコンパニオン——年上のコックス夫人は、ややマイナスに描かれている。例えば、“A GENTLE-SEEMING, faded woman (...) refined in manner, was the most mysteriously sinister figure in this strange story of passion and death”（拙訳：礼儀作法が洗練されていて（…）一見すると優しそうな弱って衰えている女性は、この情熱と死をめぐる異常な事件の中で、最も不気味で邪悪な人物である）という描写は、大岡訳では、「礼儀作法を心得ていた。ただこの非の打ち所のない婦人に恥かしくない仕事は（…）」と訳され、下線部は全部削除された。また、フロレンスの再婚相手がブラヴォ氏に決まった際に、コックス夫人が解雇されるのを恐れ、異なった策略を取ったという経緯を描いた段落においては、大岡の長いコメントが見られる。

Indeed he managed to frighten Mrs. Cox, we may conclude, for she adopted different tactics, so working on Florence Ricardo with the story of her own

devotion, that Florence told her lover she could not be parted from “dear Mrs. Cox” even when she was his wife. Here his weakness showed. (pp.109-110) (拙訳：実際彼（ブラヴォ）はコックス夫人をどうにかして脅かしたと考えられる。というのも、彼女はまた別の策略を取り、フロレンス・リカルドに自分の献身的な奉仕を訴えたのだ。そのため、フロレンスは、恋人のブラヴォに、あなたの妻になっても「親愛なるコックス夫人」とは離れないと言った。そこで、彼の弱さが露見した。)

(大岡訳：コックス夫人は戦略を替えた。そして或る日フロレンスは、未来の夫に向って、結婚してもコックス夫人を解雇しないと宣言した。秘密の公開について脅迫があったかもしれないのだが、二人の外国婦人の間の感傷的結合は、多少我々の想像以上に強いことがあるから、それほどコックス夫人に対して苛酷である必要はないかもしれない。／チャールズは依然としてフロレンスに対しては気が弱かった。)

下線部は大岡のコメントであり、事件が起きる前に人物関係が紹介されている段落において、この長いコメントが挿入されている点が異色である。この調整は、のちに裁判で嫌疑をかけられるこの二人の女性が、共に疑わしいようにも、疑わしくないようにも見えるという曖昧さの演出を狙ってのことだと考えられる。また、これによって、事件の中心がコックス夫人への嫌疑から死者の言葉へと移動するになるという効果も認められよう。

“You are not suffering from laudanum poisoning,” he said. “It is some far different drug. Tell me how you took it and why. Remember you may be dying, and if you die from poison some innocent person may be suspected.” / Charles Bravo was very ill indeed; (...) He shook his head feebly and muttered under his breath: “I have taken laudanum—nothing else—nothing else.” (...) “Before God it was only laudanum.” / A little later he died, holding his wife’s hand to the last. (pp.116-118) (拙訳：「あなたは阿片中毒で苦しんでいるのではありません

せん」サー・ウィリアムが言った。「それは別の麻薬です。なぜ、そしてどのように飲んだのか、教えてください。あなたは死ぬかもしれません。もし中毒で死んだら、無実の人間が嫌疑をかけられるかもしれないのですよ」／チャーリー・ブラヴォは実は非常に衰弱していた。(…)彼は弱々しく頭を振り、「阿片を飲んだだけです。他には何も…何も…」と呟いた。(…)「神に誓って、阿片だけでした」／そのすぐ後、彼は妻の手を握りしめながら死んだ。）

(大岡訳：「あなたは阿片のために苦しんでいるのではありません。全然別の薬です。なぜ、どうして飲んだか、おっしゃって下さい。あなたは死ぬかもしれない。そして死ねば、無実の人が疑われるかも知れないのです」／チャールズ・ブラヴォは重態だった。(…)とにかく彼は弱々しく頭を振り、あえぎながら、「阿片を飲んだだけです」と繰り返した。／これらの言葉はどれも後日問題となったものである。(…)「神に誓って、阿片だけでした」妻の手を握りしめながら、彼は死んだ。)

臨終の場面において、死にかかるブラヴォは「阿片を飲んだだけです」と繰り返している。これは原典通りの翻訳だが、大岡は更にその返答の後に、「これらの言葉はどれも後日問題となったものである」と付け加えているのである。「これらの言葉」とは、博士の質問とブラヴォの返事を指しており、それが「アンチモニイの多量嚥下」という「死後検診の結果」の死因とは合致していないため、問題になったと考えられる。「死因不明の評決がされ」た理由は、臨終の言葉と死因の不一致だと推測できるが、とにかく死者の父はこの評決に不満を覚え、「犯人は家の中にいる」と主張したり、「再検視の請願」をしたりするのである。結局、ブラヴォ夫人は昔のスキャンダルまで告白せざるを得なくなり、無罪放免になったにもかかわらず、一年後「悲劇的な」死を遂げた²⁰⁾という意味ありげな記述が挟み込まれる。つまり、事件の審理で嫌疑をかけられた二人の女性の生活が狂ってしまうこととなるのである。

最後に、冒頭と末尾に付け加えられた大岡のコメントについて検討する。

これは実話であるから、推理小説のように隅々まで割り切れてはいない。我々の生涯と同じく、謎は永久に謎のまま残る運命にある。（「最後の告白」の冒頭）

秘密は遂に永久に解かれずに終わったのである。秘密を解くために手段を選ばず、罪人製造に憂身をやつす警察もあるけれど、無実の人を殺すより秘密を秘密のままほうむる方を選ぶのが、イギリスの陪審員の特性のようである。／一年後にフロレンス・ブラヴォが「悲劇的な」死を遂げたと記録者は付け加えている。悲劇の内容について、何の暗示のないのもイギリス流だが、疑い深い日本の警察なら、フロレンスの前の夫の死因も、ついでに追及されたかもしれない。（「最後の告白」の末尾）

大岡は「春の夜の出来事」では真犯人を登場させるのに対し、「最後の告白」では「謎は永久に謎のまま残る運命にある」と主張している。このコメントからは、「秘密を解くために手段を選ばず、罪人製造に憂身をやつす」という裁判のやり方の批判も見えて取ることができるだろう。

以上のように、人間の最後の告白をどう受け止めるべきか、それをめぐる様々な問題が、大岡が訳したこの一篇によって提起されている。しかも、大岡は臨終の告白に着目するだけではなく、容疑者であれ無事な人であれ、その告白によって影響された（極端に言えば翻弄された）関係者の人生にも関心を寄せているのである。

「証言」や「自白」をめぐる問題は他の裁判物語でも言及されている。「狂った自白」（1958.12）²¹⁾の中で、被疑者は、犯人が母と兄と自分だと自ら進んで「自白」する。しかし、その「自白」の内容は矛盾だらけであり、それを証明できる証拠は一つもないにもかかわらず、治安判事はそれを採用して、三人の死刑を宣告する。ここで大岡は「今日なら直ちにジョンの精神鑑定が行われ、自白の内容がよく検討されれば、すべては（…）虚弱な精神が自己

を防衛するために発明した白昼夢にすぎないという結論に達したろう」として、裁判のやり方を厳しく批判している。或いは「扉のかげの男」(1959.1)²²⁾の末尾においても、犯人を目撃したにもかかわらず、別人を犯人だと証言した二人の目撃者の言動に対する大岡自身のコメントも見られる。

なぜストース夫人とリンドレー嬢が、決定的な誤りを冒したか。／われわれの心は、常に異常事に対処するために、用意されているとは言えない。(…) 真実が知り難く、人生は謎にみちている。なんとか黒白をつけなければならない裁判官の良心の負担は重いわけだが、危険なのは彼等がその地位から生じる「処罰本能」とでもいうべきものに負ける時である。裁判も人間のすることであるから、心理的な要因から全然免かれることは出来ないのに、権威をもって判決に固執する時、正義が脅かされる。(「扉のかげの男」)

人間の心理や行動は「異常事」に影響されやすいだけではなく、裁判官が判決を下す時、その判断も様々な状況や「心理的要因」に左右される可能性がある」と語られている。「人間の性は複雑なものであり (…) どんな不合理な観念を抱いたとして不思議ではない。／疑問はいくら残ろうとも、事実はいわれわれの想像を越えると知るべきである」²³⁾と、大岡が繰り返して主張しているように、人間の言動や事件の経緯はすべて合理的に解釈するものではないのである。こうした「あてにならない」要素に満ちた事件に対して判決を下す裁判官の抱える難しさに言及する一方、それだけに頼って判決を下そうとする危険性、また「処罰本能」から誤判が生まれる危険性についても注意を呼びかけているのである。

4. 裁判と証言——結びにかえて

本稿では、大岡がElizabeth Villiersの *Riddles of Crime* を利用して発表した

短編推理小説「春の夜の出来事」と短編裁判物語「最後の告白」を考察し、それぞれの主題及び大岡の創作方法を論じた。推理小説或いは謎の事件というのは、筋やプロットがある程度パターン化され、それを模倣するのはそれほど難しいことではないかもしれない。しかし、大岡の場合は、*Riddles of Crime*のプロットや骨組みを表面的に模倣することにとどまらず、とりわけ原典に描かれた人物関係や人物設定に注目して自分の作品で工夫し、人間の性の複雑さとその言動の不可解さを提示しようとしている。同時に、そういう不可解さを踏まえて人間の有罪、無罪を裁く裁判及び裁判官の有り様を問い直そうとする姿勢が一貫していると言える。

大岡自身も言っているように、これらの作品が書かれた背景には、松川事件の裁判（1949～63）²⁴⁾をはじめ、世間の注目を浴びた多くの裁判があった。「春の夜の出来事」の執筆前後、大岡は正木ひろし『裁判官』（1955.3）を読み、「自白だけに基いて、一名が死刑、三名が無期になっている。（…）読後この裁判が間違いであることは明瞭だ、と我々は説得される」²⁵⁾という感想を述べている。『裁判官』に紹介されているのは八海事件の裁判（1951～68）であり、ちょうど被告人が無実を主張し、最高裁に上告した時期であった。社会事件だけではなく、チャタレー事件の裁判（1950～57）、悪徳の栄え事件の裁判（1959～69）というわいせつ罪で起訴された文学界の事件もあった。これらの裁判に大岡は非常に強い関心を持ち、「僕はあの裁判では、検察庁のやり方が——いや「松川」「三鷹」「帝銀」、どれを取ってみても、日本の裁判全体がいけないと思っている」²⁶⁾と、日本の裁判のやり方への批判も語ったのである。典拠*Riddles of Crime*の利用状況をめぐる考察を通して、大岡の裁判批判は、論理で説明できない人間という生き物の複雑性を重視するという点に依拠していることが判明した。

1950年代も推理小説がブームになった時代である。翻訳推理小説の叢書が盛んに出版され、戦前の怪奇で異常な状況を好んで描いた探偵小説が見られる一方、松本清張「点と線」（『旅』1957.2～58.1）を代表として社会派推理小説という新しいジャンルも現れるようになった。²⁷⁾「春の夜の出来事」を

例にすれば、戦争や戦後の混乱といった社会背景が生かされる点や、トリックや事件の解決より人間描写・裁判経緯が重視される点では、大岡の推理・裁判小説は社会派推理小説の先駆けと言えるかもしれない。しかし、事件を通して人間の不可解な一面を浮き彫りにする意図や、事件が謎のままで終わってしまうことを認める点²⁸⁾から言うと、大岡はむしろ反推理小説的な立場から創作を試みようとしていたのではないか。大岡の短編推理・裁判小説は多くは *Riddles of Crime* からの翻案や翻訳だが、日常生活における犯罪事件を通して大岡自身の人間認識を示したり、人間が人間を裁くという裁判の問題性を突き詰めたりする材料として、大岡は巧みに *Riddles of Crime* を利用しているのである。

[付記]

本稿は、「大岡昇平の短編推理小説—戦争小説との連関を視座として—」(第53回日本比較文学関西大会発表・石川県文教会館、2017年11月4日)に大幅に加筆修正を加えたものである。龍谷大学佐々木英昭教授、大阪大学橋本順光教授の貴重な指摘ご助言に対してこの場を借りて謝意を示す。なお、大岡昇平の作品からの引用は、特記しない限り、筑摩書房刊『大岡昇平全集』全23巻別巻1(1994～2003)に拠る。引用部の下線部は引用者が付したものである。(…)は中略、／は改行を意味する。

[注]

- 1) 大岡昇平「あとがき」『最初の目撃者』集英社、1979.6、p.261。
- 2) 1953年10月から54年12月まで、ロックフェラー財団奨学金でアメリカ、ヨーロッパに留学していた。研究対象は資料不足のため途中でスタンダールからエドガー・ポーに変更した。大岡の推理小説とポーの関連性については今後の課題とする。
- 3) 翌年第9回日本探偵作家クラブ賞候補。
- 4) 大岡は1963年から歴史小説「天誅組」(『産経新聞』1963.11.18～64.9.25、計310回)の連載に着手し、短編の推理・裁判小説を少しは書いていたが、以前のようない勢いは見られなくなった。

- 5) 初出「若草物語」『朝日新聞』夕刊(1961.6.29～62.3.31、計270回)に連載され、のち『事件』(新潮社、1977.9)というタイトルで刊行された。
- 6) 吉田熙生「解説 大岡昇平における推理と戦争」『大岡昇平全集』第5巻、筑摩書房、1995、p.722。
- 7) 大岡昇平「文学と裁判」(初出『潮』1962.4)、前掲『大岡昇平全集』第15巻、p.318。
- 8) 「このうち短編集についてはとくにとりあげることもない、と考える。遊びの要素が強いものだ。」(湯川豊「大岡昇平論(第4回)推理小説と裁判小説」『文芸』2017.11、p.440。)
- 9) 和久峻三「解説」『無罪』新潮文庫、1982.4、p.265。
- 10) 大岡は初めて典拠の書名を明記したのは、短編集『扉のかげの男』(新潮社、1960.6、p.219)の「あとがき」である。典拠の正確な書誌情報は以下のとおりである: Elizabeth Villiers, *Riddles of Crime: Fourteen Murder Mysteries That Were Never Solved*. London: T. Werner Laurie Ltd., 1928.3. (エリザベス・ヴィリヤース『謎の犯罪——十四の殺人事件、未解決の秘密』) B6判、本扉4頁、目次2頁、本文244頁、T.Werner Laurie 広告6頁。
- 11) 前掲『最初の日撃者』、p.260。
- 12) 前掲『扉のかげの男』、pp.219-220。
- 13) T.J. Carty, *A Dictionary of Literary Pseudonyms in the English Language*. London: Mansell, 1995. p.223.
- 14) 生没年不詳、或いは1864-1950という推測もある。確実なのは、1910前後からずっと Shurey's Publications で編集者として働き、エドガー・ウォーレス (Edgar Wallace) にペニー雑誌 *the Weekly Tale-Teller* の連載を薦めたことである。それが後に *Sanders of the River* として出版されてベストセラーとなる作品である。著作には、*Love Stories of English Queens*. London: Stanley Paul & Co., 1924、*The Nomad Breed*. London: Herbert Jenkins, 1932、*The Mascot Book*. London: T. Werner Laurie, 1923、*Our Queen Mother*. London: Andrew Melrose, 1936 などがある。参考資料: <https://bearalley.blogspot.jp/2009/10/isabel-thorne.html> (2019.7.27 確認)
- 15) 前掲『扉のかげの男』、p.219。
- 16) 前掲『最初の日撃者』、pp.260-261。
- 17) 前掲『扉のかげの男』、pp.219-220。
- 18) 「しかしあたしはそれが夫だと明かすことはできませんでした。そうすると太郎の心に傷がつくことになります」という露子の遺言からわかる。
- 19) 拙訳「ブラヴォー氏のミステリー——これは事故か? 謀殺か?」1876年にイギリスで起きたチャールズ・ブラヴォーの謎の死の事件である。

- 20) 原典の末尾に “The mystery remains a mystery, and the tragedy was deepened by the fact that within a year Florence Bravo died tragically.” (拙訳：謎は謎のままに終わっている。この悲劇は一年も経たないうちにフロレンス・ブラヴォが悲劇的に死んだということによって更に深められる) と書かれている。フロレンスの結末について、Robin Odell, Paul Donnelley, *The Mammoth Book of More Bizarre Crimes*. London: Robinson, 2016 によれば、“Florence Bravo drank herself to death, dying at Coombe Lodge, Southsea, on 21 September 1878—she was just thirty-three.” (拙訳：1878 年 9 月 21 日、フロレンス・ブラヴォはサウスシーのクームクーム・ロッジで飲み過ぎて死んでしまった。わずか 33 歳だった) とある。
- 21) *Riddles of Crime* において書かれた 1902 年の事件 “The mystery of the madman’s confession—What was the truth of William Harrison’s disappearance?” からの翻訳である。
- 22) *Riddles of Crime* の “The mystery of Gorse Hall—Who was the man behind the door?” からの翻訳である。末尾は、無罪釈放されたハワードに聴衆が歓声をあげた場面で終わる。
- 23) *Riddles of Crime* の “The mystery of a new year’s eve—Was Adelaide Bartlett betrayed by husband and lover?” を翻訳した「無罪」(1959.12)からの引用文である。この段落は末尾であり、原典にはない大岡が付け加えたものである。
- 24) 1953 年に開かれた第二審は、起訴された 20 名の中で 3 被告を無罪、17 被告を有罪とする判決を言い渡した。この裁判で次第に世論が高まり、広津和郎が『中央公論』に投稿し続けた一連の判決批判はその一例である。58 年に最高裁上告審が開かれ、二審に差し戻すむねの判決を下した。63 年に被告全員の無罪判決が確定され、この事件は未解決事件となった。
- 25) 大岡昇平「裁判」(初出『風報』1955.5)、前掲『大岡昇平全集』第 14 巻、p.194。
- 26) 大岡昇平「チャタレーとサド」(初出『新潮』1957.10)、前掲『大岡昇平全集』第 14 巻、p.283。
- 27) 長谷部史親『日本ミステリー進化論：この傑作を見逃すな』日本経済新聞社、1993、pp.154-159。
- 28) 例えば、*Riddles of Crime* の “The mystery of Casa Wood” を翻案した「夕照」(1956.11) は、単行本『最初の目撃者』に再収録される時、事件の結末が全部書き換えられ、犯人が確定できず未解決の事件となったという大岡の改稿からも確認できる。

(文学研究科招へい研究員)

SUMMARY

A Comparative Analysis between Ōoka Shōhei's Short Crime Stories
and Elizabeth Villiers' *Riddles of Crime*

Tzuying LIN

Ōoka Shōhei (1909-1988) intensively wrote crime short stories from 1955 to 1962 and he divided them into two categories: mystery fiction and trial nonfiction. More than half of these stories were translated or adapted from Elizabeth Villiers' nonfiction work, *Riddles of Crime: Fourteen Murder Mysteries That Were Never Solved* (1928). This paper mainly focuses on the first adaptation, "Incidents on Spring Nights" ("Haru no Yoru no Dekigoto," 1955), and the first translation, "The Husband's Confessions" ("Otto no Kokuhaku", 1956), of this book. It will analyze how Ōoka adapted or translated these stories and furthermore why he adopted this book in his mystery short stories.

In the story of "Incidents on Spring Nights," England was replaced with Japan. Compared to the original, one of the significant differences is that the victim's wife and son both confess that she/he is the criminal before dying; however, at the end of the story, the real criminal is under arrest explaining the incident. Ōoka used the three people's "confess" to show that a "confession" or "verbal evidence" is not always trustworthy. Similarly, the title of "The Husband's Confessions," translated from "The mystery of Mr. Bravo—Was it accident or murder?," marks the words of a dying character. The other short crime stories demonstrate that, not only the last words but also the words of witnesses, all of the credibility of humankind's words is usually questionable in many cases because people are easily influenced by incidents and cannot obtain the whole picture. That is to say, Ōoka's adaptations skillfully use *Riddles of Crime* to emphasize human realization and the risk of making wrong judgments when trials rely entirely on "verbal evidence."

Keywords: Ōoka Shōhei, adaptation, translation, Elizabeth Villiers, *Riddles of Crime*